

公立大学法人県立広島大学中期計画達成年次整理表

II 大学の教育研究等の質の向上	No. 001～127
1 教育	No. 001～088
(1) 教育の成果	No. 001～032
ア 学部	No. 001～024
(ア) 全学共通教育の充実	No. 001～002
(イ) 専門教育の充実	No. 003～024
イ 大学院	No. 025～030
ウ 旧大学の在学生に対する教育責任	No. 031
エ 教育成果の検証	No. 032
(2) 教育内容等	No. 033～058
ア 入学者選抜の改善	No. 033～035
イ 教育内容の改善・充実	No. 036～046
ウ 多様な教育・履修システムの構築	No. 047～056
エ 適切な成績評価等の実施	No. 057～058
(3) 教育の実施体制等	No. 059～073
ア 教育体制の整備・充実	No. 059～061
イ 社会ニーズの変化への的確な対応	No. 062～065
ウ 教育研究内容に応じた施設・設備や図書等の整備	No. 066～073
(4) 学生への支援	No. 074～087
ア 学習支援	No. 074～076
イ 生活支援	No. 077～083
ウ 就職支援	No. 084～087
2 研究	No. 088～103
(1) 研究水準及び研究成果の普及	No. 088～094
(2) 研究実施体制等の整備	No. 095～103
3 地域貢献	No. 104～124
(1) 地域社会との連携	No. 104～121
ア 地域の活性化への支援	No. 104～107
イ 生涯学習ニーズへの対応	No. 108～113
ウ 高大連携の推進	No. 114
エ 産学官連携の推進	No. 115～118
オ 施設・設備の提供	No. 119～121
(2) 国際交流等	No. 122～124
III 業務運営の改善及び効率化	No. 125～157
1 運営体制の改善	No. 125～138
(1) 戦略的・機動的な運営組織の構築	No. 125～133
(2) 地域に開かれた大学づくり	No. 134～135
(3) 監査制度による業務運営の改善	No. 136～138
2 教育研究組織の見直し	No. 139～144
3 人事の適正化	No. 145～154
(1) 法人化のメリットを生かした柔軟で弾力的な人事制度の構築	No. 145～152
(2) 教職員業績評価制度	No. 153～154
4 事務等の効率化・合理化	No. 155～157
IV 財務内容の改善	No. 158～168
1 自己収入の増加	No. 158～162
2 経費の抑制	No. 163～166
3 資産の運用管理の改善	No. 167～168
V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供	No. 169～172
VI その他業務運営	No. 173～184
1 施設設備の整備・活用等	No. 173～176
2 情報公開等の推進	No. 177～178
3 安全管理	No. 179～182
4 社会的責任	No. 183～184
VII 予算、収支計画及び資金計画	} 検討中
VIII 短期借入金の限度額	
IX 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
X 剰余金の使途	

No.	中期計画	スケジュール (達成年次)					
		H19	H20	H21	H22	H23	H24
II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置							
1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置							
(1) 教育の成果に関する目標を達成するためにとるべき措置							
ア 学部							
(7) 全学共通教育の充実							
1	<p>社会経済情勢の変化が進む中、主体的に考え、行動できる人材を育成していく上での共通の基盤として、各学科の専門分野の枠を越えて共通に求められる知識や思考法などの知的な技法の修得に加え、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する能力を涵養する。</p> <p>全学共通教育の実施に当たっては、課題発見能力、プレゼンテーション能力、討論能力、国際的に活躍することができる外国語能力、情報活用能力の育成を図るとともに、社会人として求められる行動様式・職業観やボランティア活動、サークル活動などを通じた責任感や感性の涵養なども重視する。</p> <p>大学教育に必要な基礎となる科目、専門分野を越えて幅広いものの見方等を養う科目を「全学共通科目」として設定し、大学4年間の学士課程教育を通じたカリキュラムを編成し、多様な授業科目を開講する。</p>						
2	<p>特に、英語によるコミュニケーション能力を向上させるため、学生の習熟度に応じて選択できる外国語教育科目や、コンピュータ活用の基礎的な科目や国家資格の取得を支援する情報教育科目を開講する。</p> <p>また、外国語の活用能力や情報処理能力に関する教育効果を測定するため、社会的に評価されている標準的な試験を導入するとともに、数値目標の設定を検討する。</p>				効果測定の検討【22】	新試験の導入【23】	
(4) 専門教育の充実							
3	<p>社会・経済・文化の変化や急速に進化する科学技術に対応できる専門知識や技術を修得し、これらを活用して地域社会の諸課題の解決に貢献できる能力の涵養を目指し、専門教育の充実を図る。</p> <p>そのため、各学部においては、次の理念・目的を掲げ、それぞれの専門分野に対応した「専門基礎科目」と「専門科目」を系統的に配置したカリキュラムを編成するとともに、時代や地域の要請に応じ、常に教育内容の見直しを行う。</p>						
4	<p>《人間文化学部》a 理念・目的 地球規模での共生に視点を置きつつ、人間と社会のあるべき姿を探り、多様な文化の理解と健全な生活を営む豊かな知性、先見性及び専門的知識を兼ね備えた人材を育成することにより、社会の要請に応え、地域の発展に寄与することを教育・研究上の目的とする。</p> <p>特に、人間の文化と科学に対する幅広い知識と深い洞察を基盤とした、既成概念にとらわれない柔軟な発想、時代と社会に対応できる問題解決能力を備えた人材を育成する。</p>						
5	<p>《人間文化学部》b 教育の特色 本学部を構成する国際文化学科と健康科学科は、それぞれ固有の分野に止まらない複合的内容を学部共通科目として要に置き、固定観念にとらわれず、幅広い知識を活かして、種々の問題に積極的に関わる能力を身に付けた人材の育成に向けた教育を特色とする。</p>						
6	<p>(a) 国際文化学科 英米・東アジア・日本からなる地域研究を柱とし、同時に国際理解・比較文化・コミュニケーション研究を重視したカリキュラムを提供する。</p> <p>地域研究を重視する立場から英語、中国語、韓国・朝鮮語に重点を置き、修得段階に応じたクラス分け授業とネイティブスピーカーの配置による語学教育を徹底する。</p> <p>また、課題発見能力、情報活用能力、調査分析能力、ディベート・プレゼンテーション能力の養成を目指した少人数による演習を複数履修させ、卒業論文作成に結実させる。</p>						
7	<p>(b) 健康科学科 生体科学、栄養・食品科学、健康スポーツ科学、健康管理科学の4分野を設定し、健康科学に関する多様な知識及び視点を十分に修得できる専門教育（コメディカル教育）を提供する。</p> <p>健康科学に関わる実践的視野を涵養するため、基礎から応用まで多様な内容を持つ実験・実習を提供する。</p> <p>管理栄養士国家試験受験資格の取得に向けて、多様で専門的な知識を修得させる。</p>						
8 64	<p>食生活を取り巻く社会環境が変化する中で、食に関する指導の推進に中核的な役割を担う栄養教諭の免許課程を設置する。</p>	詳細設計【19】	認可申請【20】	★	課程設置【21】		

No.	中期計画	スケジュール (達成年次)					
		H19	H20	H21	H22	H23	H24
9	<p>《経営情報学部》a 理念・目的 企業や行政、民間非営利団体等の組織が直面する様々な課題を経営学と情報学を融合した視点から学際的に分析し、その研究成果を地域に還元する。</p> <p>また、高度情報化社会における知識型産業の創出・発展を目標とした教育・研究活動を行う。</p> <p>これらの活動により、経営情報学における複数の専門分野に精通した多様な組織活動の担い手となる人材、地域や組織の情報化に寄与できる人材及び知識型産業の創出・発展に寄与できる人材を育成する。</p>						
10	<p>《経営情報学部》b 教育の特色 経営学及び情報学のコア科目を学部共通専門科目として1年次から早期に習得させるとともに、分野を超えた専門科目の履修により経営学と情報学をバランスよく学ばせる。</p> <p>少人数教育をベースとして、簿記入門、情報リテラシー等のスキル養成科目の早期履修や、スキル系専門科目、演習・実験科目の充実により、実践力を備えた人材を養成する。</p> <p>また、企業経営者や実務家などの外部講師の積極的な登用により、就業意識の向上を図るとともに、経営センスや最新の情報技術を修得させる。</p>						
11	<p>(a) 経営学科 少人数教育、ゼミナール教育を重視し、通常の講義にも演習形式の授業を一部取り入れる。</p> <p>実践力を身に付けさせるため、1年次から学部共通専門科目として簿記、情報技術などを修得させ、学科専門科目についてもビジネスプラン、マーケティング、会計などのスキル系科目を充実させる。</p> <p>専門科目を経営戦略マーケティング、公共経営及び会計ファイナンスの3分野とし、有機的にリンクさせながら複眼的思考のできる能力を身に付けさせる。</p>						
12	<p>(b) 経営情報学科 経営学をベースとした情報学に強い人材を育成するため、入学当初の1年次から、経営戦略や経営管理業務の理解に努めさせ、組織情報化企画の中心であるビジネスデザインやシステムデザインの実力向上を図る。</p> <p>演習・実験科目に少人数教育の特性を活かし、高度の情報技術を確実に身に付けさせる。</p> <p>学習体系に基づき早い段階から学生に指向目標を明確にさせ、勉学への動機付けを深めるとともに、希望進路に関連した資格取得を促す。</p>						
13	<p>《生命環境学部》a 理念・目的 生命科学と環境科学の両分野を密接に関連付けて教育することにより、「地球に優しい科学」を指向する人材の育成を目指すとともに、地域産業界と連携した研究成果の活用により、豊かな地域づくりに貢献していく。</p> <p>また、研究を通じて地域に貢献できる生命科学・環境科学の研究者、技術者、さらに多様な現代的課題に対応し、地域や国際社会で貢献できる人材を育成する。</p>						
14	<p>《生命環境学部》b 教育の特色 研究者、技術者としての基盤をつくるため、生命科学と環境科学の双方の履修を可能にし、基礎科目を充実させるとともに、専門科目を合理的・系統的に配置する。</p> <p>実験を行うことの楽しさを実感させることで、学習意欲の増進を図り、実践的な研究姿勢を養う。</p> <p>自然科学の深い理解と広範囲な知識・技術の体得を可能にし、専門知識のみに偏らない幅広い研究者・技術者の人材を育成する。</p> <p>学生の基礎学力の涵養と創造性を養成するため、基礎科目を重視するとともに、知識に偏重しない真の実力を身に付けさせるため、多くの実験科目と実習・演習科目を充実させ、科学的な素養の修得を徹底する。</p>						
15	<p>(a) 生命科学科 ナノバイオに対応した科目を配置し、学部段階からナノバイオに関する教育を充実させる。</p> <p>バイオテクノロジーと関連が深い機能性食品から、生産・流通段階における食の安全性に至るまで、食品全般を体系的かつ総合的に学ぶことができるカリキュラムを設置する。</p>						
16	<p>(b) 環境科学科 環境科学に対応した科目を配置し、学部段階から生物的・化学的環境浄化法や浄水処理技術・排水処理技術、廃棄物管理等の環境修復・保全技術に関する教育を重点的に行う。</p>						

No.	中期計画	スケジュール (達成年次)																																	
		H19	H20	H21	H22	H23	H24																												
17	<p>《保健福祉学部》a 理念・目的 保健・医療・福祉の分野で総合的実践力を有し、包括的な視点に立ってリーダーシップを発揮してチームアプローチの実践ができる人材、より高度な専門性と豊かな人間性を磨き上げた人材を育成する。</p> <p>そのため、地域社会との連携を広げ、国際社会への貢献を目指しながら、幅広い視野に立った教育を実現する。</p>																																		
18	<p>《保健福祉学部》b 教育の特色 5学科連携教育によるチームアプローチの修得、附属診療所を活用した実践教育の推進、地域の保健・医療・福祉機関や企業等との連携による地域社会への貢献を通して、保健・医療・福祉の分野における総合的な実践能力を有し、リーダーとしての資質を備えた人材を育成する。</p>	MSWの設置～臨床実践・研究センター(仮称)の改編 詳細設計【19】～																																	
19 65 140	<p>看護教育既卒者の資格取得者への門戸開放、十分な教育時間の確保による幅広い専門知識・実践力を有する助産師の育成等を図るため、現在の4年次生助産学選択制度を廃止し、修業年1年の助産学専攻科を開設する。</p>	詳細設計【19】	認可申請【20】		専攻科開設【21】																														
20	<p>(a) 看護学科 人々を深く理解し、生涯にわたる健康な生活を他職種と連携して支援する人材を育成する。</p> <p>そのため、「人間と社会生活の理解に関する科目」、「保健・医療・福祉を発展させる科目」、「専門領域の基礎となる科目」と「看護学の科目」を確実に修得させ、幅広い人間性の理解と科学的思考に基づく看護実践能力を身につけさせる。</p> <p>また、豊かな人間性を培い、学問に裏打ちされた応用力を修得するための専門職教育を提供する。</p>	<p style="text-align: center;">助産学専攻科の定員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>看護学科 (助産学選択)</th> <th>助産学専攻科</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>10 (16入学)</td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>10 (17入学)</td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>5 (18入学)</td> <td>10 (17入学)</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>5 (19入学)</td> <td>10 (18入学)</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>5 (20入学)</td> <td>10 (19入学)</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td></td> <td>15 (20入学)</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">21年度入学生から選択制度廃止 (単位: 人)</p>							看護学科 (助産学選択)	助産学専攻科	計	H19	10 (16入学)		10	H20	10 (17入学)		10	H21	5 (18入学)	10 (17入学)	15	H22	5 (19入学)	10 (18入学)	15	H23	5 (20入学)	10 (19入学)	15	H24		15 (20入学)	15
	看護学科 (助産学選択)	助産学専攻科	計																																
H19	10 (16入学)		10																																
H20	10 (17入学)		10																																
H21	5 (18入学)	10 (17入学)	15																																
H22	5 (19入学)	10 (18入学)	15																																
H23	5 (20入学)	10 (19入学)	15																																
H24		15 (20入学)	15																																
21	<p>(b) 理学療法学科 障害を持つことによる様々な影響について、生物・生理学的な面から心理社会的な面まで関連付けて理解させ、理学療法の果たす役割を認識させる。</p> <p>そのため、階層性を持った科目ごとの各領域と専門科目である「理学療法学の科目」の領域を関連付けて学ばせ、加えて、他学科との合同講義により、チーム医療・福祉の重要性を体得させることにより、人間性豊かで社会に貢献できる理学療法士を育成する。</p>																																		
22	<p>(c) 作業療法学科 作業を通してクライアントの能力を引き出すことができる作業療法士を育成する。</p> <p>そのため、人の作業を科学的に捉える目を養い、身体障害、精神障害、心身両面の障害を引き起こす中枢神経障害をもつ人々のあらゆる状況に対応できる専門知識と技術を修得させる。</p> <p>また、附属診療所の活用により、見学、演習の場を提供し、授業で学んだ知識と技術の統合を図るとともに、他学科と合同で保健・医療・福祉のチームアプローチを体験させる。</p>																																		
23	<p>(d) コミュニケーション障害学科 人のコミュニケーション機能とその障害に関する深い学識と高い臨床・研究能力を持つ言語聴覚士を育成する。</p> <p>そのため、専門基礎科目群において心理・生理・社会文化的側面からコミュニケーションの本質を考える力を養成し、言語・聴覚・発声発語障害学および嚥下障害学からなる専門科目群において基礎的臨床能力を養成する。</p> <p>さらに、臨床実践力を養う学内外での実習、研究能力を高める卒業研究を配置し、理論的・実践的教育を行う。</p>																																		
24	<p>(e) 人間福祉学科 専門的理論科目群と実践的スキルの科目群との有機的な統合を目指したカリキュラムにより、現代社会の不適応現象に対する解決力を備えた人材を育成する。</p> <p>また、保健・医療・福祉における諸領域の連携の理論的基礎となる科目群を配置し、学生のチームワークの能力を高める。</p> <p>さらに、専門科目に心理・対人援助科目群、介護・地域支援科目群、精神保健福祉士科目群の3つの科目群を設け、それぞれに演習科目及び実習科目を置き、学習の焦点化を目指す。</p>																																		
イ 大学院																																			
25	<p>a 理念・目的 「地域に根ざした」大学院として、幅広い視野と応用実践能力を兼ね備えた「地域で活躍できる人材」を養成するため、研究科内の他専攻の様々な科目の履修を単位認定し、新たな学際的研究を促進する。</p> <p>また、学際的な研究に学生も参加させ、複合的な視野を養うことにより、実践的な研究経験を積むとともに、他専攻の教員から部分的に論文指導を受けることを可能にする。</p>																																		

No.	中期計画	スケジュール (達成年次)					
		H19	H20	H21	H22	H23	H24
	シラバスには、詳細な授業計画や成績評価の方法等をより細かく、わかりやすく記述する。						
43	[ファカルティ・デベロップメント活動の推進] 全教員の参画により、全学レベルでのファカルティ・デベロップメント研修会を定期的 に開催するとともに、学部・研究科レベルにおいても、積極的にファカル ティ・デベロップメント活動を推進する。						→
44	[学生による授業評価の実施] 全ての科目について学生による授業評価を定期的 に実施し、これらの結果を教育の改善に反映させる。						→
45	[現代G P等への積極的な応募] 教育の質の向上を図るため、文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」(現代G P)及び「特色ある大学教育支援プログラム(特色G P)」をはじめとする国の大学教育改革支援プログラムへ積極的に応募する。						→
46	[大学院における研究活動の活性化] 大学院においては、学生に学会等での発表や報告書・論文の執筆を奨励することにより、研究活動を活性化させる。 主指導教員・副指導教員による研究指導チームの編成や修士論文中間発表会での集団指導等、専攻科の特性に応じたきめ細かな修士論文の指導を行う。 国際交流を促進し、大学院教育研究に対する情報交換と大学院留学生交換を強化する。						→
ウ 多様な教育・履修システムの構築							
47	[遠隔講義システムの充実] 遠隔講義システムの活用により、3キャンパス間の多彩な授業選択を可能にする。						→
48 84	[インターンシップ制度の充実] 学生の自主性や就業意識を涵養し、自らの将来の適性を考える機会を与えるため、インターンシップ制度を充実させ、学生の積極的な参加を促進する。						→
49 85	[履修選択マニュアルの作成] 学生の能力を最大限引き出せるよう、学生の進路希望に対応した履修選択マニュアルを作成し、就職支援の基盤を整備する。						★ 作成【19】、履修選択マニュアルの提示【20】 →
50	[単位認定範囲の拡大] ボランティア活動、介護体験等、社会における多様な実践的活動、留学先での取得単位等について、教育効果に配慮しながら単位認定の範囲を拡大する。						→
51 61	[地域の文化施設等との連携] 美術館、博物館、中小企業大学校、教育委員会及び公設試験研究機関等と連携し、実践的な教育を実施する。						→
52 86	[専門資格取得の促進] 専門教育に関連した資格取得について、オフィスアワーの活用等により支援を行う。						→
53	[転学部・転学科の運用] 学生が幅広い分野の大学教育に触れながら、学問的な関心が別の分野に移る場合には主体的に進路の選択ができるように、転学部・転学科を適切に運用する。						→
54	[社会人の修学形態・学習環境の充実] 時間的制約の多い社会人が大学院で学習しやすい環境をつくるため、修士課程1年制コース(経営情報学専攻)及び昼夜開講制度を実施する。						→
55	あらかじめ標準修業年限を超える期間を在学予定期間として在学することができる長期履修学生制度の導入を検討する。						検討【20】 → ★ 長期履修学生の受入れ【21以降】 →
56	遠隔講義やサテライト教室の設置により、地域や職場に近い場所で学習することができる機会を提供する。						→
エ 適切な成績評価等の実施							
57	[シラバスの充実] 学生の履修科目選択用のコースカタログとは別に、毎回の授業を迎えるに当たっての準備学習等の指示や成績評価基準等を示したシラバスの一層の充実を図り、各授業科目の内容到達目標、成績評価基準等を公開する。						→
58	[G P A・G P C制度の活用] 成績が優秀な学生に対して表彰を行うなど、G P A制度を活用した学習意欲の喚起を指導する制度を検討する。 あわせて、教員が個々に行う教育活動を検証し、質の向上を図るため、教員の教育活動の指標であるG P C制度の導入も検討する。						検討【20】 → ★ G P A・G P C制度の試行・導入【21以降】 →
(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するためにとるべき措置							
ア 教育体制の整備・充実							

No.	中期計画	スケジュール（達成年次）					
		H19	H20	H21	H22	H23	H24
59 37	[全学共通教育の質の向上] 全学共通教育の質の向上を図るため、全学共通教育科目の各担当主任教員を中心に効果的なカリキュラムを整備するとともに、担当教員の全学的組織の充実を図る。 〈再掲No. 37〉						
60	[多様な人的資源の活用] 企業人や多様な経験・発想を持つ者による特別講義等、地域の人的資源を活用して質の高い実践力の涵養を図る。						
61 51	[地域の文化施設等との連携] 美術館、博物館、中小企業大学校、教育委員会及び公設試験研究機関等と連携し、実践的な教育を実施する。〈再掲No. 51〉						
イ 社会ニーズの変化への的確な対応							
62	[全学共通科目の見直し] 多様な価値観や時代の変化に柔軟に対応しうる基礎学力を育成するため、全学共通科目の複合科目等において、時代に即した教育内容を提供する。						
63	[新たな教育領域への対応] 新たな教育領域に対応するため、柔軟な人事制度を導入し、教育内容を充実させる。						
64 8	[栄養教諭免許課程の設置] 食に関する指導の推進に中核的な役割を担う栄養教諭の免許課程を設置する。〈再掲No. 8〉	詳細設計【19】	認可申請【20】	★	課程設置【21】		
65 19 140	[助産学専攻科の開設] 看護教育既卒者の資格取得者への門戸開放、十分な教育時間の確保による幅広い専門知識・実践力を有する助産師の育成等を図るため、現在の4年次生助産学選択制度を廃止し、修業年1年の助産学専攻科を開設する。〈再掲No. 19〉	詳細設計【19】	認可申請【20】	★	専攻科開設【21】		
ウ 教育研究内容に応じた施設・設備や図書等の資料の整備							
66	[情報システム環境の構築] 教育研究活動における情報システムの利活用を促進し、情報倫理の高揚や情報リテラシーの向上を目指した情報システム環境の整備を行う。 3キャンパス間を結ぶ高速ネットワーク回線を利用し、本学で利用されるあらゆる学術情報の交換・共有のための基盤として、情報システムの機能拡充に努める。						
67 41	[遠隔講義システムの改善と高度使用] 遠隔講義システムの改善・高度化や授業公開を通じて教育効果の向上を図る。〈再掲No. 41〉						
68	遠隔講義について、授業評価に基づく教育効果の検証を行うとともに、遠隔講義の実施マニュアルの作成や双方向性を確保するための工夫等により、学生にわかりやすい講義となるよう、その改善を図る。	★	遠隔講義実施マニュアルの作成・提示【19】				
69	[教育教材等の整備] 教育教材、実験実習に係る施設設備等の計画的な整備を行う。						
70	情報処理演習室やCALLシステムを活用することにより、学生の自習・予習復習が容易にできる学習環境を整備する。						
71	教育効果の向上を図るため、IT教材の活用やeラーニングの導入について検討する。	検討【20】	★	eラーニング等の導入【21】			
72	[図書館の充実] 図書の整備方針を定め、計画的な図書の充実を図る。 学術書利用による自学の意識を培うため、学生の要望やキャンパス事情に即した図書館サービスの提供について検討する。 学習や研究・調査を援助するため、図書館の利用方法、図書検索や学外文献の利用等についての相談に応じるリファレンス機能を高め、利用しやすい図書館を目指す。 従来の図書館機能に加えて、電子ジャーナルや文献データベースの拡充等による電子図書館機能の整備・充実を図る。						
73	学生のニーズを踏まえ、開館時間の延長や休日開館の拡大について検討する。	学生ニーズの調査・検討【20】	★	図書館開館時間の延長等【21】			
(4) 学生への支援に関する目標を達成するためにとるべき措置							
ア 学習支援							
74	[チューター制度の充実] チューター制度を活用し、学習方法、経済相談、交友関係の相談など、学生生活のあらゆる面について、学生の不安や問題を的確に把握し、必要な支援を行う。						
75	[オフィスアワー制度の充実] 学生に対するきめ細かい教育指導を行うため、教員が学生の質問・相談を受けるオフィスアワー制度を充実させる。						

No.	中期計画	スケジュール（達成年次）					
		H19	H20	H21	H22	H23	H24
76	〔学習支援システムの充実〕 学習環境を向上させるため、インターネット上での履修登録や休講・補講、奨学金等の情報を提供するシステムの整備・充実を図る。	★	休講・補講等のインターネット情報提供の設計、実施				
イ 生活支援							
77	〔学生生活アンケート調査の実施〕 年度毎に全学生を対象として、学生による自己評価調査及び学生生活全般に関わるアンケート調査を行い、学生の実態・要望を的確に把握する。	★	学生生活アンケートを毎年度実施				
78	〔心身健康カウンセリング等の実施〕 学生の生活や心身の健康に関するカウンセリング等の相談対応と健康管理のために各キャンパス毎の支援体制を充実させる。						
79	学生相談室の充実に加えてピアカウンセラー制度等、学生の相互連携機能を整備する。	★	ピアカウンセラー制度設計【20】，制度運用【21】				
80	〔障害等のある学生に対する支援〕 障害・疾病のある学生に対して総合的な支援を行う。						
81	〔奨学金等の情報提供〕 奨学金やアルバイト等について、きめ細かな情報提供を行う。						
82	〔学生食堂の充実〕 学生食堂の充実など、学生の食生活を支えるサービスの向上に努める。						
83	〔学生の自主的課外活動の奨励〕 キャンパス間の学生交流，学年間交流会，卒業生との交流集会，クラブ活動等，学生の自主的課外活動を奨励する支援策について検討する。		検討【21】			★ 支援策の実施【22】	
ウ 就職支援							
84 48	〔インターンシップ制度等の充実〕 学生の自主性や就業意識を涵養し，自らの将来の適性を考える機会を与えるため，インターンシップ制度を充実させ，学生の積極的な参加を促進する。〈再掲No. 48〉						
85 49	〔履修選択マニュアルの作成〕 学生の能力を最大限引き出せるよう，学生の進路希望に対応した履修選択マニュアルを作成し，就職支援の基盤を整備する。〈再掲No. 49〉	★	作成【19】，履修選択マニュアルの提示【20】				
86 52	〔専門資格取得の促進〕 学生の希望進路に関連した専門資格の取得について，オフィスアワーの活用等により支援を行う。〈再掲No. 52〉						
87 142	〔キャリアセンターの設置〕 きめ細かな就職支援を行うため，キャリアセンターを設置し，キャリア教育，インターンシップ，適性判断等，全学的な就職支援とともに，資格取得支援，就職活動支援，就職情報の提供など，各キャンパスの特性に応じた就職支援を行う。 また，積極的に就職先を開拓し，社会情勢の変化に対応した就職情報をデータベース化するなど，学生が閲覧しやすい環境を整備する。 同窓会や保護者会との連携も視野に入れながら，既卒者とのネットワークを構築し，就職・求人情報を収集するなど，在学生の就職活動支援に活用する。	★	キャリアセンターの設置【19】				
2 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置							
(1) 研究水準及び研究成果の普及に関する目標を達成するためにとるべき措置							
88	〔受託研究・共同研究等の推進〕 異なる研究主体の連携による新たな学問の広がりや外部資金の獲得を増やすため，学外からの受託研究や共同研究等を推進するとともに，国内外の大学や試験研究機関，企業等からの客員教授・研究員を積極的に受け入れる。						
89	〔競争的資金への積極的な応募〕 科学研究費補助金やグローバルCOEプログラム等の競争的資金へ積極的に応募し，その採択件数を増やす。						
90	〔地域課題解決のための研究の推進〕 地域が抱えている諸課題について，市町等と連携し，理論的な実証に基づく解決策の発表や積極的な政策提言を行うとともに，地域の課題解決のため，教員がそれぞれの専門分野を活かし，アドバイスを行う。						
91	〔学内共同研究プロジェクトの推進〕 学内において，部局横断的な研究領域の開拓（学内共同研究プロジェクト）を進める。						
92	〔研究費配分方法の確立〕 学内の研究費について，公正性・公平性・公開性を確保するとともに，教員のインセンティブを与えるような配分ルールを検討する。		検討【20】			★ 配分ルールの運用【21】	
93	〔研究成果の発表〕 発表会，ホームページでの紹介，図書館配架，学会報告，雑誌研究論文，著書等さまざまな形により，速やかに研究成果を公開する。						

No.	中期計画	スケジュール (達成年次)					
		H19	H20	H21	H22	H23	H24
94 38	[研究成果の教育への反映] 学生に地域や企業等のニーズを把握させ、実践的な知識・技法を身につけさせるため、研究活動に学生を参画させる。〈再掲No. 38〉						
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するためにとるべき措置							
95 184	[研究倫理等の徹底] 人権の尊重、生命の尊厳等に配慮した研究倫理について、基準や対応方針を定める。 国のガイドライン（「競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」）に沿って、研究活動の不正行為に対応する適切な仕組みを整備する。 国のガイドライン（「研究機関における公的研究費の管理監査の実施基準」）に沿って、適正な研究費使用を徹底するとともに、研究費の用途については学外への情報公開（ホームページ等）に努める。	★					
96	[TLO等との連携] 広島TLO等と緊密に連携しながら、知的財産の創出・保護・活用を推進する。	★					
97	[教員の国内外研修の充実] 研究のレベルアップを図るため、教員の国内外の研修に対する支援を充実させる。						
98	[特命教授（仮称）等の採用] 実績のある退職教員等を学内外から特命教授（仮称）として採用し、外部資金の獲得や大学院生の研究指導に専念させる。	★					
99	[研究業績評価システムの確立] 研究水準を維持し、内容の成果を適正に判断するため、研究業績に係る客観的な評価システムについて検討する。						
100 117	[知的財産ポリシーの整備] 知的財産の創出・保護・活用を一元的に管理し、技術移転を推進するため、知的財産ポリシーを整備する。	★					
101 118	[利益相反ポリシーの整備] 学外の関係機関との連携の推進に際して、利益相反による大学の使命や利益に対する阻害要因を排除し、教員の研究意欲を増進するため、利益相反ポリシーを確立する。	★					
102	[学内設備等の有効活用] 学内の研究設備・機器等の有効な活用策を検討する。						
103	[研究情報の公開] 新たな外部資金を獲得するため、また、地域からの意見等を研究の水準の向上に結びつけるため、研究情報（研究人材、研究成果等）をデータベース化し、積極的にホームページ等で公開する。	★					
3 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置							
(1) 地域社会との連携に関する目標を達成するためにとるべき措置							
ア 地域の活性化への支援							
104	[広島県との連携] 広島県の関係部局と大学相互間の情報交換に努めるとともに、広島県が抱える政策課題に対応した研究テーマに取り組む。 また、広島県の審議機関への教員の委員就任等、県政への参画に努める。						
105	[市町との連携] 地域が抱えている諸課題について、市町と連携し、理論と実証に基づく解決策の発表や政策提言を積極的に行うとともに、地域の課題解決のため、教員がそれぞれの専門分野を活かし、アドバイスを行う。						
106	[地域の文化施設等との連携] 美術館、博物館、金融機関、経済団体等と連携し、双方の資源を有効に利活用し、地域の活性化に貢献する。						
107 39	[地域貢献活動の教育への反映] 学生に地域が抱える課題を把握させ、実践的な問題解決能力等を身につけさせるため、地域貢献活動に学生を積極的に参画させる。〈再掲No. 39〉						
イ 生涯学習ニーズへの対応							
108	[公開講座等の充実] 各キャンパスで行う公開講座に加えて、資格取得支援等を目的とした特別講座の実施を検討する。						
109	他大学等との連携講座の開催等を検討する。						

No.	中期計画	スケジュール（達成年次）					
		H19	H20	H21	H22	H23	H24
110	〔社会人の受け入れ制度の充実〕 社会人が企業や地域において必要な専門知識を学ぶことができるよう、聴講生制度や科目等履修生制度に加えて、学習目的に応じて特定の専門科目を短期間（1か月～3か月程度）に集中して学ぶことができる仕組みを検討するなど、社会人の受け入れ制度を充実させる。						
					★	-----	→
111	〔遠隔講義システム等の活用〕 生涯学習のニーズに応えるため、遠隔講義システムを積極的に活用して授業の公開を行う。						
112	教育研究の内容を県民向けの教材（冊子やアーカイブ等）として提供し、多様な媒体による学習機会の提供を図る。						
113	〔卒後教育、現任者教育等の実施〕 地域の保健・医療・福祉分野の専門職の卒後教育や現任者教育について、地域の関係団体等と連携し、中核機関としての役割を果たすとともに、情報の積極的な発信を行い、地域社会への貢献を推進する。						
ウ 高大連携の推進							
114	高校生に高度な専門教育に触れさせ、その学習意欲の喚起や進路の選択等に資することができるよう、高大連携による公開授業等を実施する。						
エ 産学官連携の推進							
115	〔地域企業等との研究交流の推進〕 地域連携センターが中心となり、共同研究プロジェクトを積極的に受け入れるとともに、技術・経営相談、指導など地域企業等と研究交流を進めながら、知的財産の技術移転を促進していく。						
116	地域連携センターにおいて、企業ニーズと大学シーズのマッチングを支援する交流会等を積極的に開催するとともに、他機関が主催する交流会等への教員の参加を促進する。						
117 100	〔知的財産ポリシーの整備〕 知的財産の創出・保護・活用を一元的に管理し、技術移転を推進するため、知的財産ポリシーを整備する。（再掲No.100）	★					
118 101	〔利益相反ポリシーの整備〕 学外の関係機関との連携の推進に際して、利益相反による大学の使命や利益に対する阻害要因を防止し、教員の研究意欲を促すため、利益相反ポリシーを確立する。（再掲No.101）	★					
オ 施設・設備の提供							
119	〔図書館の充実〕 図書館が所蔵する図書を広く県民に開放するだけでなく、各種展示や特別公開等を企画し、魅力ある図書館を目指す。						
120	利用者のニーズを把握し、開館時間の延長や休日開館等の図書館サービスの向上について検討する。						
121	〔大学施設等の開放〕 図書館、グラウンド、体育館等、大学の施設、設備、機器、ソフトウェア等を可能な限り地域に開放する。						
(2) 国際交流等に関する目標を達成するためとるべき措置							
122	〔海外学術協定締結校との交流の推進〕 学術交流協定を締結した大学との交流を充実させ、留学生交流や教育研究交流等について国際交流プログラムを推進する。						
123	国際協力機構 JICA の「草の根技術協力事業」等への参加により、国際貢献や学生の国際交流を推進する。						
124	〔留学に関する支援の充実〕 海外への留学を希望する学生に対しては、適切な情報に基づいて指導し、海外からの留学生に対しては、受入れ支援策を充実させる。						
Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置							
(1) 戦略的・機動的な運営組織の構築に関する目標を達成するためとるべき措置							
125	〔法人・大学体制〕 理事長の選考については、理事長選考会議の設置を規定する地方独立行政法人法の趣旨に沿うよう、その仕組みを構築する。	★					
126	理事長を補佐するため、重要業務等に応じた役員執行体制を確立し、各理事のもとにその執行を支援する事務組織を配置する。	★					
127	大学に部局長等連絡会議（仮称）を設置し、部局間及びキャンパス間の円滑な意思疎通を図る。	★					
128	全学委員会の在り方の見直しを行い、実効性ある運営を図るとともに、参画する教職員の負担軽減に努める。	★					

No.	中期計画	スケジュール（達成年次）					
		H19	H20	H21	H22	H23	H24
129	〔経営戦略〕 事務組織に経営企画室（仮称）を設置し、法人及び大学の経営戦略の企画立案等を行う。	★	経営企画室の設置【19】				
130	全学的視点に立ち、学内資源を戦略的・重点的配分するシステムを構築する。	★	学内資源の配分システムの構築【19】				
131	自己点検・評価や外部評価の結果等を学内資源の配分に反映させる。				★	評価結果を学内資源配分に反映【22】	
132	〔部局体制〕 理事長が定める方針のもとで、中期計画の着実な実行を図るため、理事長権限により学部長等が選考できる制度を構築する。	★	学部長等選考制度の構築【19】				
133	学部長等の役割や教授会の審議事項を明確化し、学部等の機動的・戦略的な運営を図る。	★	学部長等の役割、教授会の審議事項の明確化【19】				
(2) 地域に開かれた大学づくりに関する目標を達成するためとるべき措置							
134	理事や経営審議会・教育研究審議会の委員に学外の有識者・専門家を登用する。	★	学外有識者等の登用【19】				
135	大学運営に関する諸情報を、ホームページ等を通じて積極的に県民や関係者に提供する。						
(3) 監査制度による業務運営の改善に関する目標を達成するためとるべき措置							
136	監事を中心とした実効性ある監査制度を整備し、その結果を業務運営の改善に的確に反映させる仕組みを構築する。	★	監査制度の整備【19】				
137	会計監査人の監査を受け、財務処理の信頼性を担保する。	検討【19】	★	会計監査人の監査【20】			
138	財務情報のデータベース化を進め、監査執行の充実強化に資する。	★	財務情報のDB化【19】				
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置							
139	〔教育研究組織全体の在り方〕 教育研究へのニーズ等を踏まえ、学部・学科等の再編を含め、教育研究組織及び附属施設の在り方について不断に見直しを行う。						
140	〔助産学専攻科の設置〕 19 看護教育既卒者の資格取得者への門戸開放、十分な教育時間の確保による幅広い専門知識・実践力を有する助産師の育成等を図るため、現在の4年次生助産学選択制度を廃止し、修業年1年の助産学専攻科を開設する。（再掲No. 19, 65）	詳細設計【19】	認可申請【20】	★	専攻科開設【21】		
141	〔大学院の見直し〕 時代や地域の要請に応えるため、大学院教育の見直しについて検討する。	大学院見直し検討組織立ち上げ、検討【19】					
142	〔キャリアセンターの設置〕 87 キャリア教育、インターンシップ、適性判断、資格取得支援、就職活動支援、就職情報の提供など、きめ細かな就職支援を行うため、キャリアセンターを設置する。（再掲No. 87）	★	キャリアセンターの設置【19】				
143	〔総合教育センターの在り方〕 総合教育センターは、各部門での機能強化を図るとともに、学年完成時である平成20年度を目途に、その在り方について見直しを行う。	検討【20】					
144	〔学術情報センター及び地域連携センターの在り方〕 学術情報センター及び地域連携センターについて、学年完成時である平成20年度を目途にその在り方について見直しを行う。	検討【20】					
3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置							
(1) 法人化のメリットを生かした柔軟で弾力的な人事制度の構築に関する目標を達成するためとるべき措置							
145	〔任用〕 法人に人事委員会（仮称）を設置し、全学的視点に立った、公平性、客観性、透明性が確保された教員人事を行う。	★	人事委員会の設置【19】				
146	期間限定のプロジェクトに従事する特任教授（仮称）、退職教員の専門性を活用するための特命教授（仮称）など多様な任用形態を導入する。	★	特任教授等、多様な任用形態の導入【19以降】				
147	期間限定のプロジェクトに従事する者及び法人化後新規に採用する助教・助手について、学部等の状況を勘案し、任期制を導入する。	★	任期制の導入【19】				
148	〔服務・勤務条件〕 給与制度については、能力・実績主義の観点から弾力的な運用を図る。	検討【20】		★	能力・実績主義の給与制度の運用【21以降】		
149	期間限定のプロジェクトのため、優秀な教員を招聘する手段として、年俸制の導入を検討する。	検討【20】					
150	教員の職務の特性を踏まえ、裁量労働制の導入を検討する。	検討【20】					
151	教育研究の活性化及び地域貢献、産学連携等を促進するため、兼職・兼業に係る許可基準の明確化と手続の簡素化を図る。	★	許可基準の明確化【19】 手続の簡素化【20以降】				

No.	中 期 計 画	スケジュール (達成年次)					
		H19	H20	H21	H22	H23	H24
152	〔事務職員〕 事務組織機能を充実させるため、学内外における研修制度を整備し、大学業務に精通した専門性の高い事務職員を養成するとともに、法人固有の事務職員の採用についても検討する。	検討【19】	★	-----	-----	-----	→
(2) 教職員業績評価制度に関する目標を達成するためとるべき措置							
153	多面的な視点を持った客観的な基準による教員の業績評価制度を導入する。 評価結果を人事、給与、研究費、任期更新等に反映させる仕組みを構築する。	検討【19】	★	-----	-----	-----	→
154	事務職員については、県の人事評価制度に準じた制度を導入する。	★	-----	-----	-----	-----	→
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するためとるべき措置							
155	〔事務処理〕 事務処理の定期的点検を行い、その簡素化、平準化、迅速化を図る。 事務の効率化を図るため、外部委託等を積極的に活用する。						→
156	分離キャンパスにおける一体的・効率的事務処理を図るため、情報処理システムの改善・高度化に努める。	検討【21】		→	★	-----	→
157	〔事務組織〕 業務内容の変化等に柔軟に適応し、効率的な事務処理ができるよう、事務組織を継続的に見直す。						→
IV 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置							
158	〔外部研究資金の獲得〕 外部研究資金に関する情報収集や申請・受入れ等の支援体制を強化し、外部研究資金等の獲得を促進する。						→
159	外部研究資金の獲得に向けてインセンティブを付与する仕組みを検討する。	検討【20】	→	★	-----	-----	→
160	間接経費を拡充し、全学的見地に立った弾力的な運用を検討する。(研究基盤整備、知的財産管理、地域連携経費など)	★	-----	-----	-----	-----	→
161	有料公開講座等やサテライト教室の充実、大学施設・設備・機器の貸出しにより、多様な収入源の確保に努める。						→
162	〔学生納付金〕 授業料等学生納付金は、法人収支の状況、他大学の動向及び社会情勢等を勘案し、定期的な見直しを行い、適切な料金設定を行う。						→
2 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置							
163	教育研究水準の維持向上に配慮しつつ、計画的な定員配置、業務委託等の推進等により、人件費の抑制に努める。						→
164	全学的視点から予算執行管理を徹底するとともに、各部門において経費抑制のインセンティブを与える仕組みの導入を検討する。	検討【20】	→	★	-----	-----	→
165	契約期間の複数年度化、物品の一括購入、契約方法の競争的環境の確保、余剰設備・備品などの見直し等により、管理経費を抑制する。						→
166	省エネルギー・省資源に関する意識啓発を行い、光熱水費を節減する。						→
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するためとるべき措置							
167	資産の有効活用を図るため、長期的運用計画を策定し運用改善に努めるとともに、設備機器等の共同利用の仕組みを構築する。						→
168	教育研究等の大学運営に支障のない限り、施設・設備・機器の学外への有償貸出しを行う。						→
V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置							
169	〔認証評価機関による評価〕 認証評価機関による評価を平成22年度までに受ける。				認証評価機関の選定【21】	★	→
170	〔自己点検・評価の実施〕 認証評価機関による評価に向けた自己点検・評価を平成21年度までに実施する。				★	自己点検・評価の実施【21】	→
171	〔評価結果の公表〕 自己点検・評価、広島県公立大学法人評価委員会による評価、認証評価機関による評価の結果については、速やかにホームページ等により学内外へ公表するとともに、大学運営の改善に反映させる。	★	-----	-----	-----	-----	→
172	〔大学情報データシステムの構築〕 自己点検・評価を効率的に実施するとともに、教職員業績評価等に活用するため、教育研究活動等のデータを一元的に収集する大学情報データシステムを構築する。	★	-----	-----	-----	-----	→

No.	中 期 計 画	スケジュール（達成年次）					
		H19	H20	H21	H22	H23	H24
VI その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置							
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するためとるべき措置							
173	施設設備等の実状を調査・点検し、既存施設設備の維持管理や大規模改修、高額機器の購入・更新等について、費用対効果の精査を行い、長期的整備計画を策定する。		★				長期的整備計画の策定【20】
174	教育研究、情報基盤等の高度化・多様化やユニバーサルデザイン、環境保全等に対応した施設整備を行う。						→
175	コスト削減と資金需要の平準化により、効率的な整備を行う。						→
176	施設設備の利用状況を定期的に調査・点検し、有効活用のための施策を検討する。						→
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するためとるべき措置							
177	[戦略的な広報の展開] 教育研究活動に関する情報を積極的にホームページで公開するとともに、多種多様なメディアを効果的に利用し、戦略的な広報を行なう。						→
178	[情報公開制度、個人情報保護制度の整備] 情報公開制度及び個人情報保護制度を整備する。（広島県情報公開条例、広島県個人情報保護条例の実施機関として位置付ける。）					(関係条例の改正【18】)	→
3 安全管理に関する目標を達成するためとるべき措置							
179	労働安全衛生法等関係法令を踏まえ、全学的な安全衛生管理体制を整備し、学生・教職員に安全衛生教育を行う。		★				安全衛生管理体制の整備【19】 →
180	実験施設等や危険物等の点検を徹底し、廃棄物等を適正に処理する。						→
181	災害等における危機管理体制を整備するとともに、防災訓練等を充実する。						→
182	情報セキュリティポリシーを策定し、これに基づき対策を講じる。		★				情報セキュリティポリシーの策定【19】 →
4 社会的責任に関する目標を達成するためとるべき措置							
183	各種ハラスメント等の人権侵害を防止するため、全学的な体制を整備するとともに、教職員・学生に対して定期的に人権に関する研修や啓発活動を実施する。			★			人権侵害防止体制の整備【20】 →
184 95	法令遵守を徹底するとともに、研究倫理の基準・方針や利益相反ポリシーを策定するなど法人としてのコンプライアンスの確立を図る。（再掲No.95）		★				研究倫理、利益相反ポリシーの策定【19】 →
VII 予算、収支計画及び資金計画							
VIII 短期借入金の限度額							
IX 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画							
X 剰余金の使途							